

大洗町地域防災計画

原子力災害対策計画編

令和 7 年 3 月

大洗町防災会議

目次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 大洗町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 大洗町地域防災計画における他の災害対策との関係	1
3 計画の修正	1
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1 町の業務の大綱	2
2 町に係る防災関係機関等の業務の大綱	2
第4節 計画の対象となる範囲	8
1 原子力事業所の範囲	8
第5節 原子力災害対策重点区域における防護措置の準備及び実施	12
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	12
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	12
第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	12

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針	13
第2節 原子力事業者における防災体制の確立等	13
1 県及び町との連携	13
2 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び各種届出の受理	14
3 報告の徴収と立入調査・検査	14
第3節 国、県、関係周辺市町村等との連携	14
第4節 災害応急体制及び設備の整備	15
1 町の活動体制の整備	15
2 オフサイトセンターとの連携	15
3 防災関係機関との体制整備	17
4 広域的応援体制の整備	17
5 長期化に備えた動員体制の整備	17
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	17
1 情報収集・連絡体制の整備	17
2 情報の分析整理	18
3 通信手段の確保	18
第6節 情報伝達・住民広報体制の確立	19
1 情報伝達・住民広報の手段の整備	19
2 住民等への的確な情報伝達体制の整備	19
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	20
1 平常時からの監視の実施	20

2 緊急時モニタリング体制の確立	20
第8節 避難計画等の整備	20
1 避難計画の作成	20
2 避難所等の整備	20
3 学校等施設における避難計画の整備	21
4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	21
5 住民等の避難状況の確認体制の整備	21
6 避難所・避難方法等の周知	21
第9節 要配慮者への対応	21
1 要配慮者に対する防災体制の整備	21
2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立	22
3 防災知識の普及	22
第10節 防災関係資機材の整備	22
1 救助・救急活動用資機材の整備	22
2 消火活動用資機材等の整備	22
3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	22
第11節 物資の調達、供給活動	22
第12節 緊急輸送活動体制の整備	23
1 輸送路の確保	23
2 緊急通行車両標章交付のための事前届出	23
第13節 原子力災害医療体制等の確立	23
1 原子力災害医療の基本体系	23
2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備	23
3 救命の優先等	24
第14節 教育及び防災訓練等の実施	24
1 防災業務関係者等の研修	24
2 防災訓練計画の策定	24
3 実践的な訓練の実施と事後評価	25
4 自主防災組織等の育成	25
第15節 住民に対する防災知識の普及	26
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	26
第17節 原子力施設上空の飛行規制	27
1 違反航空機に対する措置	27
 第3章 緊急事態応急対策	
第1節 警戒事態発生時における連絡及び初期活動	28
1 警戒事態発生時の通報連絡	28
2 事故発生時の広報	28
3 防災関係機関相互の連携	28

4	活動体制	28
5	初期活動	28
第2節	施設敷地緊急事態発生時における連絡	29
第3節	災害対策本部の設置	29
1	町の配備体制の基準及び内容	29
2	災害対策連絡会議	31
3	災害対策本部	31
4	関係機関との連携	33
5	原子力防災要員等の町への派遣	34
第4節	関係機関等への協力要請	34
1	防災関係機関等への協力要請	34
第5節	緊急時モニタリング	35
第6節	広 報	35
1	広報の基本方針	35
2	町が行う広報	36
3	事故の各段階に応じた広報	36
第7節	屋内退避・避難	37
1	屋内退避・避難等の指標	37
2	屋内退避・避難等の実施	39
3	避難所の開設・運営等	40
4	避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施	41
5	緊急時の住民等被ばく線量の把握	41
6	緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示	41
7	学校等施設における避難措置	41
8	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	41
9	飲食物、生活必需品等の供給	41
10	交通規制・警備等	42
11	治安の確保	42
第8節	要配慮者対応	42
1	広 報	42
2	屋内退避・避難等	42
第9節	緊急輸送	43
1	緊急輸送の順位	43
2	緊急輸送の範囲	43
3	緊急輸送体制の確立	43
第10節	原子力災害医療への協力	44
第11節	飲食物等に関する措置	44
1	暫定飲食物摂取制限	44
2	飲食物等の摂取制限	44

第 12 節	防災業務関係者の防護対策	45
1	防災業務関係者の安全確保	45
2	防護対策	45
3	防災業務関係者の放射線防護	46
第 13 節	行政機関の退避	46
第 4 章	原子力災害中長期対策	
第 1 節	放射性物質の除去等	47
第 2 節	各種規制措置の解除	47
第 3 節	広 報	47
第 4 節	被害状況の調査等	47
1	被災地住民の登録	47
2	被害調査	48
3	汚染状況図等の作成協力	48
4	被災者の生活の支援	48
第 5 節	住民等の健康影響調査等の実施	48
1	健康影響調査・健康相談	48
2	飲料水・食品の安全確認	48
第 6 節	事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	49
第 7 節	物価の監視	49

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子力施設（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策について大洗町のとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災対策の遂行により、住民の生命、身体の安全及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 大洗町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、大洗町（以下、「町」という。）の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画、原子力災害対策指針及び茨城県（以下、「県」という。）の茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）（以下、「県地域防災計画」という。）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 大洗町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「大洗町地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」（以下、「町地域防災計画」という。）として定めたものであるが、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「大洗町地域防災計画（風水害等災害対策計画編）」により対応するものとし、この計画に定めのない事項については、大洗町地域防災計画の他の編に拠る。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加えるものであり、防災基本計画、県地域防災計画等の修正又は町の組織変更等により修正の必要性があると認める場合には、これを変更する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町の業務の大綱

原子力防災に関し、町が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 大洗町

- ア 町地域防災計画の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 大洗町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）の設置・解散
- オ 消防対策
- カ 自衛隊及び専門家等の派遣要請・受入れ
- キ ボランティアの受入れ
- ク 緊急時環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）の協力
- ケ 住民に対する普及、広報及び情報伝達
- コ 住民の屋内退避・避難等、救助及び立入制限に関する指示
- サ 避難所及び救護所の開設
- シ 安定ヨウ素剤の配布、服用の指示伝達
- ス 原子力災害医療措置活動への協力
- セ 被ばく者及び一般傷病者の救急搬送
- ソ 飲食物の摂取制限等の指示
- タ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- チ 環境中の放射性物質の除去等
- ツ 各種制限措置の指示・解除
- テ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- ト 相談窓口の設置
- ナ 国及び県の行う原子力防災対策に対する協力

(2) 大洗町教育委員会

- ア 生徒等への防災知識の普及
- イ 生徒等の屋内退避・避難等の実施
- ウ 屋内退避・避難等に係る学校施設の使用への協力

2 町に係る防災関係機関等の業務の大綱

原子力防災に関し、町に係る防災関係機関等の業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 茨城県

- ア 県地域防災計画の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 茨城県災害対策本部等の設置・解散
- オ 自衛隊及び国の専門家等の派遣要請・受入れ

- カ 原子力災害対策重点区域を含む市町村（以下、「所在・関係周辺市町村」という。）の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- キ 隣接県及び市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- ク ボランティアの受入れ
- ケ 緊急時モニタリングの実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の屋内退避・避難等、救助、立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- シ 原子力災害医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- (2) 茨城県教育委員会
 - ア 生徒等への防災知識の普及
 - イ 生徒等の屋内退避・避難等の実施
 - ウ 屋内退避・避難等に係る学校施設の使用への協力
- (3) 茨城県警察本部
 - ア 防護対策区域に係る立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備
- (4) 関係周辺市町村
 - ア 住民に対する広報及び情報伝達
 - イ 原子力災害医療措置への協力
 - ウ 被ばく者及び一般傷病者の救急搬送
 - エ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
 - オ 町の行う原子力防災対策に対する協力
- (5) 関係周辺市町村教育委員会
 - ア 屋内退避・避難等に係る学校施設の使用への協力
- (6) その他の市町村
 - ア 住民に対する広報及び情報伝達
 - イ 避難所の開設、避難誘導等への応援
- (7) 指定地方行政機関
 - ア 関東管区警察局
 - ① 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
 - ② 警察通信の確保と統制
 - ③ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報
 - イ 関東財務局
 - ① 地方公共団体に対する災害融資
 - ② 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
 - ③ 国有財産の無償貸与
 - ウ 関東信越厚生局

- ① 関係職員の現地派遣
- ② 関係機関との連絡調整

エ 関東経済産業局

- ① 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
- ② 生活必需品及び普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
- ③ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営確保
- ④ 被災中小企業の振興

オ 茨城労働局

- ① 労働者の被ばく管理の監督指導
- ② 労働災害調査及び労働者の労災補償
- ③ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示

カ 関東農政局

- ① 主要食糧の需給調整
- ② 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
- ③ 災害時における生鮮食料品等の供給
- ④ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
- ⑤ 風評被害等の防止対策

キ 関東地方整備局

- ① 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
- ② 原子力防災に関する研究等の推進
- ③ 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
- ④ 活動体制の確立
- ⑤ 関係者への的確な情報伝達活動
- ⑥ 災害復旧に関すること

ク 関東森林管理局

- ① 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
- ② 国有林野内の放射性物質の汚染対策

ケ 関東運輸局

- ① 自動車運送業者に対する運送協力要請
- ② 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
- ③ 応急海上輸送の輸送力の確保

コ 東京航空局（百里空港事務所）

- ① 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
- ② 飛行場使用の相互調整

サ 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- ① 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
- ② 避難に関する情報の伝達、避難誘導等
- ③ 海上における緊急時モニタリングの支援
- ④ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
- ⑤ 海上における救助・救急活動

- ⑥ 緊急輸送に関すること
- ⑦ 海上における治安の維持
- シ 東京管区气象台（水戸地方气象台）
 - ① 気象状況の把握
 - ② 気象に関する資料・情報の提供
 - ③ 緊急時モニタリングへの支援
- ス 関東総合通信局
 - ① 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - ② 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
 - ③ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
 - ④ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - ⑤ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (8) 自衛隊
 - ア 緊急時モニタリングの支援
 - イ 被害状況の把握
 - ウ 避難の援助
 - エ 行方不明者等の捜索援助
 - オ 消防活動
 - カ 応急医療及び救護
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 危険物の保安及び除去
 - ケ その他災害応急対策の支援に関すること
- (9) 指定公共機関
 - ア 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
 - ① 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
 - イ 株式会社NTTドコモ（茨城支店）
 - ① 防災関係機関や避難所等の通信の確保
 - ウ KDDI株式会社（水戸支店）
 - ① 防災関係機関や避難所等の通信の確保
 - エ 日本銀行（水戸事務所）
 - ① 通貨の円滑な供給の確保
 - ② 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
 - ③ 金融機関の業務運営の確保
 - ④ 金融機関による金融上の措置の実施
 - ⑤ 上記各業務に係る広報
 - オ 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ① 医療救護活動の実施
 - ② 災害救助への協力

- ③ 救援物資の配分
- カ 日本放送協会（水戸放送局）
 - ① 広報
 - ② 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- キ 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ① 高速自動車国道等の交通の確保
- ク 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センターを通じて次のような原子力防災対策への支援・協力

 - ① 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - ② 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ③ 原子力防災に必要な教育・訓練
- ケ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
 - ① 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - ② 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ③ 原子力防災に必要な教育・訓練
- コ 日本原子力発電株式会社
 - ① 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、原子力災害医療活動、広報活動等）
 - ② 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ③ 原子力防災に必要な教育・訓練
- サ 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - ① 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
- シ 日本通運株式会社（茨城支店）
 - ① 災害対策用物資の輸送への協力
- ス 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）
 - ① 災害時における電力供給に関すること
- セ 日本郵便株式会社（関東支社）
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - ④ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (10) 指定地方公共機関
 - ア 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県看護協会、公益社団法人茨城県薬剤師会）

- ① 原子力災害医療等の医療救護活動への協力
- ② 健康影響調査（健康診断等）への協力
- イ 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
 - ① 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- ウ 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）
 - ① 広報
 - ② 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (11) 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者
 - ア 農業協同組合
 - ① 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - ② 食糧供給支援
 - イ 森林組合
 - ① 汚染林産物に関する対策の指導
 - ウ 漁業協同組合
 - ① 漁船等への広報協力
 - ② 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
 - エ 商工会議所、商工会
 - ① 救助用物資及び復旧資材の確保、協力、斡旋
 - オ 学校法人
 - ① 生徒等への防災知識の普及
 - ② 生徒等の屋内退避・避難等の実施
 - ③ 屋内退避・避難等に係る学校施設の使用への協力
 - カ 公益社団法人茨城原子力協議会
 - ① 広報
 - ② 県及び市町村が実施する災害応急対策への協力
 - キ 原防災法第2条第4号に規定する原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ① 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - ② 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - ③ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - ④ 自衛防災組織の充実・強化
 - ⑤ 環境放射線監視の実施及び協力
 - ⑥ 通報連絡
 - ⑦ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
 - ⑧ 災害状況の把握及び報告
 - ⑨ 緊急時モニタリングの実施及び協力
 - ⑩ 原子力災害医療活動の実施及び協力
 - ⑪ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
 - ク その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）

- ① 緊急時モニタリングへの協力
 - ② その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- ケ 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）
- ① 広報
 - ② 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- コ 公益社団法人茨城県診療放射線技師会及び公益社団法人茨城県臨床検査技師会
- ① 原子力災害医療活動への協力
 - ② 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲

1 原子力事業所の範囲

この計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原子力事業所」という。）とする。原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設・範囲については、「原子力災害対策指針」に示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action planning Zone）の目安を基準とし、発電用原子炉施設、試験研究用等原子炉施設、その他の原子力施設に区分する。町における原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域を表1に示す。

また、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の位置及び重点区域の範囲を図1、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所及び日本核燃料開発株式会社の原子力施設の位置及び重点区域の範囲を図2に示す。

表 1 原子力事業所及び原子力災害対策重点区域

原子力事業所 (所在市町村)	許可区分 ^{注1)}	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定 する原子力施設	重点区域の 範囲（半径）	対象 区域
日本原子力発電株式会社 東海第二発電所 (略称：東海第二発電所) (東海村)	原子炉	発電用原子炉施設	(UPZ) 約 30km	大洗町 全域
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (略称：機構大洗) (大洗町)	原子炉	試験研究用等 原子炉施設 (常陽・HTTR・ JMTR)	(UPZ) 約 5km	港中央 大貫町 神山町 成田町
	使用 廃棄物管理	その他の 原子力施設	—	—
日本核燃料開発株式会社 (略称：日本核燃) (大洗町)	使用	その他の 原子力施設	—	—

注1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の許可区分による。



図 1 東海第二発電所の位置及び重点区域の範囲

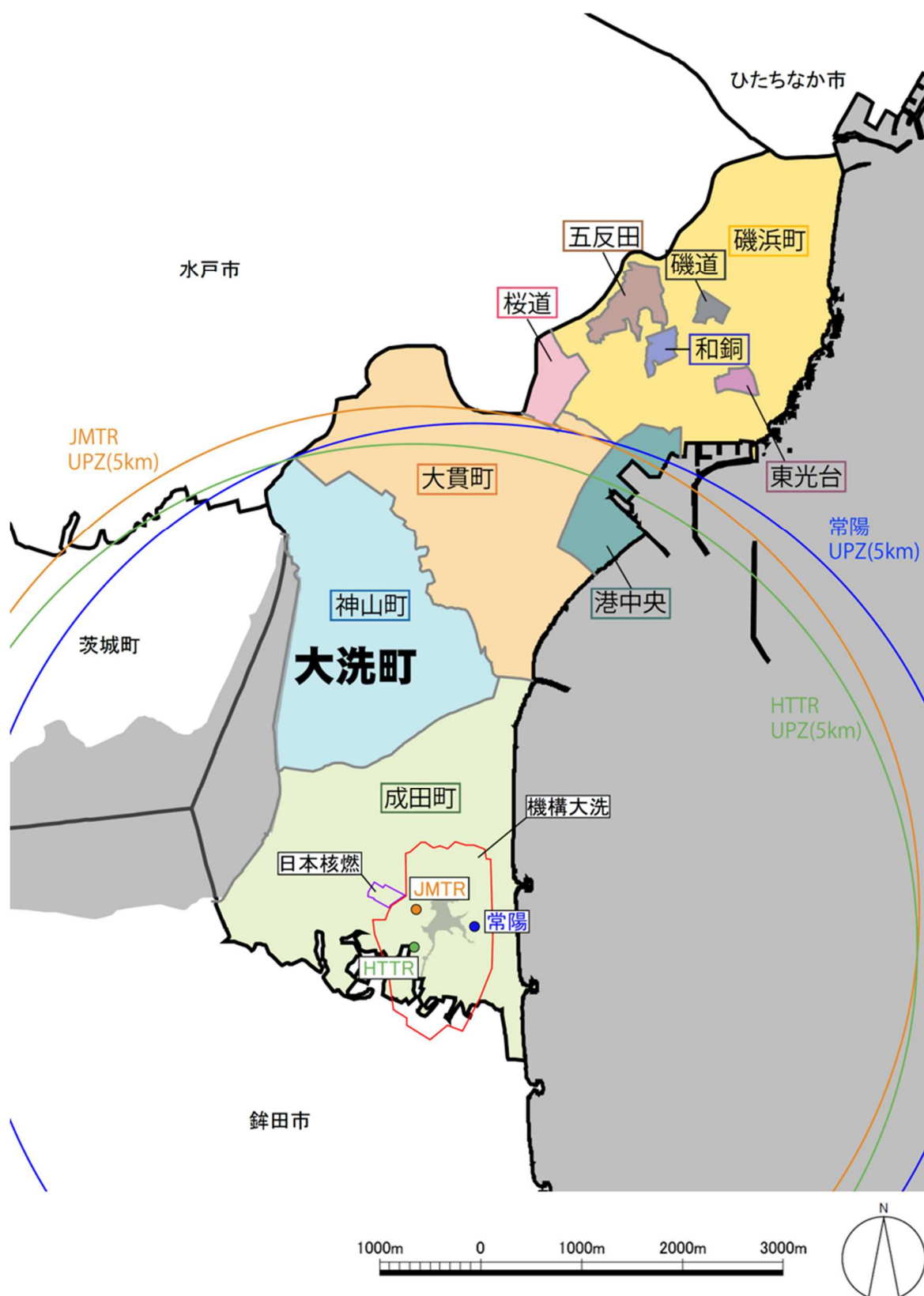


図2 機構大洗及び日本核燃の原子力施設の位置及び重点区域の範囲

第5節 原子力災害対策重点区域における防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響のリスクを低減するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて防護措置を準備し、実施することとする。

ア 警戒事態

イ 施設敷地緊急事態

ウ 全面緊急事態

また、U P Zにおいては、全面緊急事態となった際には、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施するものとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

U P Z及びU P Z外においては、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

町は、施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目し、事故の状況に応じて、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。

このため、町は、施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応について、別に定めておくものとする。

また、町は必要に応じて防災行政無線・戸別受信機、ホームページ、広報車等により広報を行う。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 原子力施設の安全確保の基本方針

- (1) 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則のもと、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定等（以下、「原子力安全協定」という。）の遵守はもとより、原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講じるものとする。
- (2) 町は、原子力安全協定等の積極的な運用を図り、原子力事業所における施設の増設、運転、放射性物質の輸送等について、平常時から状況把握に努めるとともに、必要に応じ原子力事業所、関係省庁等に対し安全確保及び適切な措置を求める。

第2節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し、万全の措置を講じるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。

また、原子力事業者は、平常時から町及び関係機関等と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実・強化に努めるものとする。

1 県及び町との連携

- (1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者は、原子力災害対策を実施する際、県及び町が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

- (2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、知事及び所在市町村長に当該計画の案を提出し協議する。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出

るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、県及び所在市町村の原子力防災担当課長あてに報告する。

（３）原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行う。

また、原子力事業者は、町が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

２ 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び各種届出の受理

（１）町は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、町地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は、修正しようとする日の６０日前までにその計画案を受理し協議を行う。

（２）町は、原災法の規定により、原子力事業者から次の書類の届出があったとき、これを受理する。

ア 原子力防災要員の現況

イ 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任

ウ 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況

３ 報告の徴収と立入調査・検査

（１）町は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認する。

ア 町は、必要に応じ、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。

イ 町は、必要に応じ原災法第３１条及び第３２条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

（２）上記の立入検査を実施する職員等は、町長が発行した立入権限委任を示す身分証明書を持参して、立入検査を行う。

第３節 国、県、関係周辺市町村等との連携

町は、国、県、関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業所、指定（地方）公共機関等とともに、町地域防災計画の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通

じて、平常時より密接な連携を図る。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 町の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、警戒事態発生 of 通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ体制を整備する。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、警戒事態又は、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合に災害対策連絡会議又は災害対策本部を迅速かつ的確に開催・設置・運営するため、災害対策連絡会議又は災害対策本部の開催・設置場所、職務権限、組織の構成・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等について、あらかじめ定める。

また、町は、防護対策の実施が必要となった場合に備え、迅速な防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定める。この際 of 意思決定については、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報連絡及び指示のための情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者をあらかじめ定める。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定める。

(4) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定める。

2 オフサイトセンターとの連携

(1) 町は、原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国 of 現地事故対策連絡会議と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、県、関係周辺市町村、原子力事業者と十分協議する。

(2) 町は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンター of 指定及び変更について内閣総理大臣から意見を求められた場合には、これを提出する。

なお、応急対策等の内容と国、県、市町村等の役割分担は、おおむね図3のとおりとする。

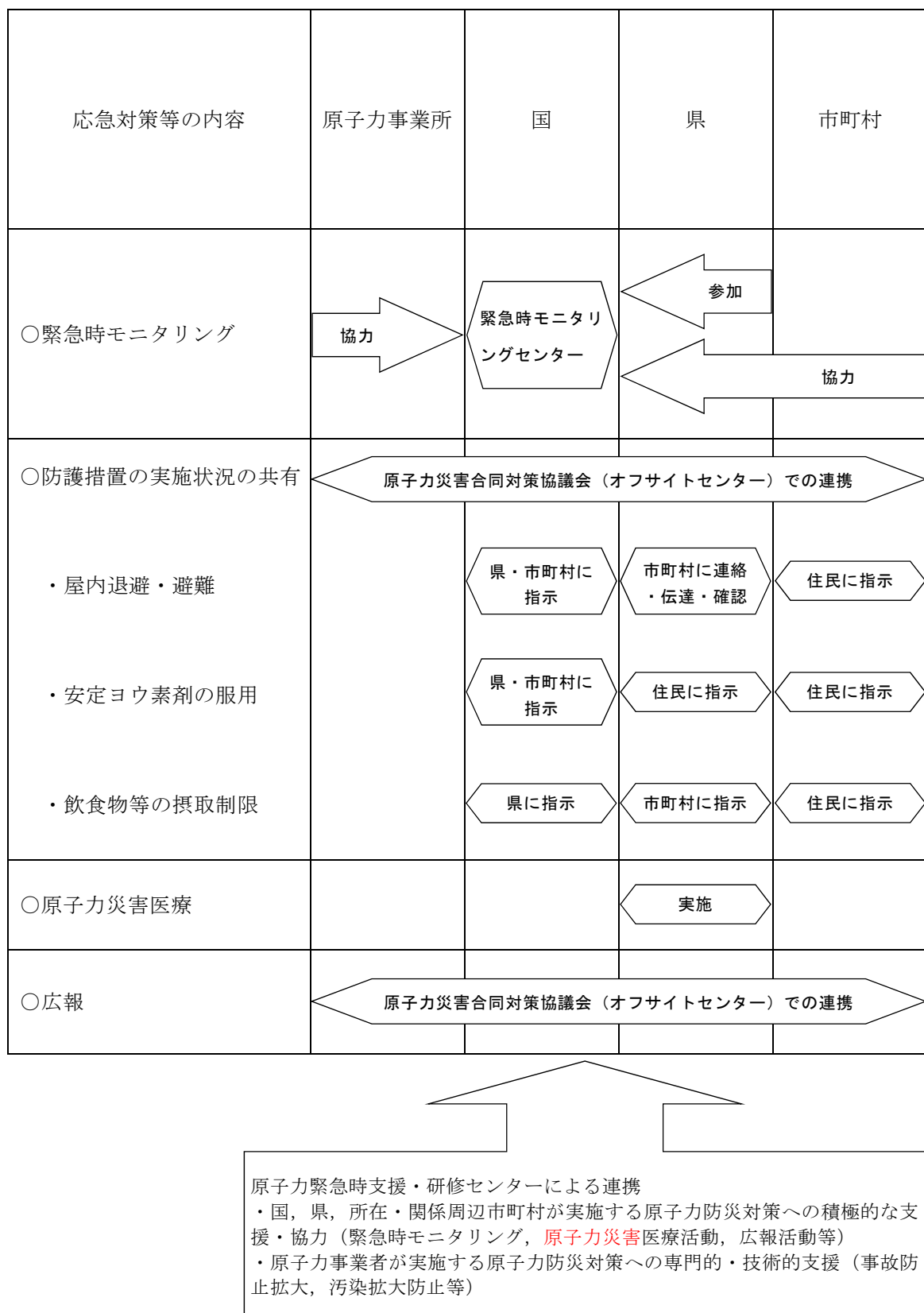


図3 応急対策等の内容と国、県、市町村等の役割分担

3 防災関係機関との体制整備

- (1) 町は、収集した情報を的確に分析・評価できる人材の育成を図るとともに、原子力や防災の知識を有する原子力事業所職員経験者等を住民間合せ対応等において活用する体制の整備を図る。
- (2) 町は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要に応じ、災害時における重要通信の優先的確保、必要な物資の調達等に関して、指定公共機関等との協力体制の整備を図る。

4 広域的応援体制の整備

- (1) 町は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備・充実に努める。
また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整する。
- (2) 町は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等市町村相互の応援体制の整備・充実に努める。
- (3) 町は、災害時における県への応援要請に迅速かつ円滑に対応できるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続等、応援体制について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。
- (4) 町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、受入態勢の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、どのような分野（救急、救助、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、関係部隊と事前に調整を行う。

5 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備する。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、原子力事業者、防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集・連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県等の協力を得て国、県、関係周辺市町村、オフサイトセンター、原子力事業所、防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害

時優先電話、ＴＶ会議システム等を確保する。

(2) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(3) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2 情報の分析整理

(1) 町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 町は、次の原子力防災対策上必要とされる資料を整備する。

ア 原子力事業所に関する資料

- ① 原子力事業者防災業務計画
- ② 原子力事業所施設の配置図
- ③ 原子力事業所主要施設の構造図
- ④ 認可を受けた保安規定

イ 社会環境に関する資料

- ① 周辺地図（種々の縮尺）
- ② ＵＰＺ内の人口、世帯数
- ③ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等（以下、「要配慮者」という。）人数
- ④ 学校別生徒数、幼稚園等児童数

ウ 原子力災害に備えた計画及びマニュアル

エ 防護資機材等に関する資料

- ① 防護用資機材の備蓄、配備状況
- ② 安定ヨウ素剤等の備蓄、配備状況

3 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国及び県と連携し、原子力事業所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等の習熟を図る。

(1) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話等の活用を努める。

(2) 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話株式会社（茨城支店）等の電気通信事業者により提供され

ている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(3) 通信輻輳の防止

町は、県、関係周辺市町村、関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。

(4) 非常用電源等の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(5) 保守点検の実施

町は、通信設備、非常用電源設備等について、定期的に保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

(1) 町は、防災行政無線・戸別受信機、エリアメール、広報車等の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実を図る。

(2) 町は、「統合原子力防災ネットワークシステム」により集約した情報から、住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに広報する。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国及び県とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

町は、国、県、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。

イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

(2) 住民問合せ対応体制の整備

町は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法・体制等について定める。

第7節 緊急時モニタリング体制の整備

1 平常時からの監視の実施

町は、茨城県東海地区環境放射線監視委員会に報告される原子力施設周辺環境の空間線量、環境試料の放射能調査結果を確認するなど、原子力施設周辺環境の安全監視に努める。また、原子力事業所は、原災法第11条の規定に基づき設置した放射線測定設備により測定し、町及び関係機関等へ報告する。

2 緊急時モニタリング体制の確立

町は、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携して実施する緊急時モニタリング体制の整備に協力する。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

町は、国、県、関係機関、原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

計画の作成において、UPZを含む本町の場合は、原子力災害対策指針に基づき、OILによる防護措置（一時移転、避難）を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図り、広域避難計画を作成する。

計画の作成にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努める。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町は、原子力災害対策重点区域外の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定する。避難所等の指定にあたっては、生活環境が整った施設を指定するなど要配慮者に十分配慮するとともに、国及び県の協力のもと広域避難に係る協定を締結する等、広域避難体制を整備する。

また、避難所を確保する際の面積の目安については、感染症対策やプライバシーの確保等に配慮し、県が定めた「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を踏まえ、1人当たり3㎡以上とする。

(2) 避難誘導用及び移送用資機材・車両等の整備

町は、県と連携し、住民等の避難誘導及び移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等は、県及び町と連携し、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、町は県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県及び町と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

6 避難所・避難方法等の周知

町は、屋内退避の方法、避難所や避難退域時検査等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県、原子力事業所と連携の上、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 要配慮者への対応

1 要配慮者に対する防災体制の整備

(1) 町は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

(2) 町は、自主防災組織、ボランティア、民生委員等との連携により、要配慮者の避難誘導、安全確保に係る協力体制の整備に努める。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

- (4) 社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

町は、外国人も含めた住民問合せ対応体制を整備するとともに、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、防災行政無線・戸別受信機、エリアメール、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して字幕や文字放送、外国語放送を実施する体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

町は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者にも十分配慮したきめ細やかな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第 10 節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、県と連携し、救助・救急活動用資機材、救助工作車、救急自動車等の必要な資機材を整備する。

2 消火活動用資機材等の整備

町は、平常時から県及び原子力事業所と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防車の配備、消防体制の整備に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国及び県と連携し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備する。
- (2) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、原子力事業所と相互に密接な情報交換を行う。

第 11 節 物資の調達、供給活動

町は、国、県、原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行う。

また、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公

的備蓄の充実に努める。

第 12 節 緊急輸送活動体制の整備

1 輸送路の確保

町は、国、県、関係市町村の道路管理者、港湾管理者等及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保する。

2 緊急通行車両標章交付のための事前届出

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章が優先的に交付されることから、町は、県及び県警察と連携し、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第 13 節 原子力災害医療体制等の確立

1 原子力災害医療の基本体系

- (1) 町は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、県で行う原子力災害医療等に協力する。
- (2) 町は、上記以外に県が行う緊急時における住民等の健康管理及び除染等の原子力災害医療活動に協力する。
- (3) 町は、国及び県と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品及び医療資機材等の整備に努める。
- (4) 原子力事業者は、事故発生事業所における業務従事者の原子力災害医療等を確保するため、自らが測定・除染・応急処置等の初期対応体制を整備するとともに、初期医療の受入れ医療機関の確保を図る。

2 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備

- (1) 町は、県と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

3 救命の優先等

原子力災害医療活動にあたっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第 14 節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

町は、原子力防災対策の円滑かつ的確な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する以下に掲げる事項についての研修に積極的に参加させるものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、災害対策本部等の設備に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 防災訓練計画の策定

- (1) 町は、原子力防災業務関係者に対し町独自又は県と共同して、必要に応じて住民等を交えた次の防災訓練計画を立案する。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの職員派遣及び情報伝達訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 住民に対する情報伝達訓練
- オ 住民避難訓練
- カ 人命救助活動訓練

- (2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき実施する総合的な防災訓練に本町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供

等に関して町が行うべき防災対策や複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練等の実施の工夫

町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、県、原子力事業所の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的な訓練等の企画・実施に努める。

なお、町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、原子力事業所と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

(2) 町は、原子力総合防災訓練を実施する際、以下の点に留意するものとする。

ア 避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるように努める。

イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、生徒等を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参加も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。

ウ 要配慮者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。

エ 一時集合所等への安定ヨウ素剤の搬送訓練や避難所等において住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

4 自主防災組織等の育成

(1) 町は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努める。

(2) 町は、学校、病院、社会福祉施設、企業及び観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。

(3) 町は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合、次の2点について、自主防災組織、ボランティア、民生委員等の協力を得る。

ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底

イ 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

第 15 節 住民に対する防災知識の普及

町は、国、県、原子力事業所の協力を得て、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。その際、県及び町は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における防災知識の普及に努めるとともに、要配慮者へ十分に配慮して広報を行う。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害発生時に取るべき行動及び留意すべき事項（屋内退避・避難開始時期、避難等の方法や経路、避難先、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- ケ 地区毎の住民のための一時集合所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第 16 節 行政機関の業務継続計画の策定

- （１）町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。
- （２）町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておく。
- （３）町は、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- （４）町は、実効性ある業務継続体制を確保するため必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

第 17 節 原子力施設上空の飛行規制

1 違反航空機に対する措置

町は、規制措置違反飛行の事実を知ったときには、県に通報するとともに、東京航空局（百里空港事務所）等関係当局に対し、違反航空機の調査及び必要な措置を講じるよう求める。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 警戒事態発生時における連絡及び初期活動

1 警戒事態発生時の通報連絡

(1) 原子力事業所を行う通報

原子力事業所において警戒事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を町長及び関係機関等に通報する。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生箇所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等

カ その他事故の把握に参考となる情報

(2) 避難先自治体に対する事故発生等の情報提供

原子力事業所から通報を受けた町は、U P Z 外の避難先市町村に対し、警戒事態以降、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。

2 事故発生時の広報

町は、国及び県と連携して、原子力事業所からの事故発生時の通報内容をもとに、住民がとるべき当面の行動について、住民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に町長及び関係機関等に連絡する。

町は、国、県、関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

4 活動体制

町長は、事故発生時の通報を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

特に、住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

5 初期活動

(1) 消火活動

消防機関は、火災が発生した場合、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行

い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施する。

(2) 広報

町は、国、県等と連携し、事故の状況や住民がとるべき行動について、住民に対し定期的に広報を行う。

第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を町及び関係機関等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、施設敷地緊急事態発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 施設敷地緊急事態の発生箇所

ウ 施設敷地緊急事態の発生時刻

エ 施設敷地緊急事態の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等

カ その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

第3節 災害対策本部の設置

1 町の配備体制の基準及び内容

(1) 職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における町の体制及び職員配備の決定基準等は、放射性物質等の放出状況等により表2のとおりとする。

表 2 町の体制及び職員配備の決定基準等

体制区分		配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制	第 1	町内で震度 5 弱又は 5 強を記録したとき	生活環境課職員	必要に応じて災害対策連絡会議を開催
非常体制	第 1	ア 県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{SV/h}$ 未満の事故・トラブル イ 警戒事態の発生	生活環境課職員 第 1 次動員職員	災害対策連絡会議を開催するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置
	第 2	ア 県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{SV/h}$ 以上(1 地点)の事故・トラブル イ 施設敷地緊急事態の発生	生活環境課職員 災害対策機動班員 第 1 次動員職員及び第 2 次動員職員 災害対策本部各部職員の半数	災害対策本部を設置
	第 3	ア 県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{SV/h}$ 以上(2 地点以上又は 10 分以上/地点)の事故・トラブル イ 全面緊急事態の発生	第 3 次動員職員 全職員	

(2) 配備体制の決定者等

配備体制の決定者等は、表 3 のとおりとする。

表 3 配備体制の決定者等

配備体制区分	決定者	代決者	
		1	2
第 1 警戒体制	生活環境課長	総務課長	—
第 1 非常体制	町 長	副町長	教育長
第 2 非常体制	町 長	副町長	教育長
第 3 非常体制	町 長	副町長	教育長

2 災害対策連絡会議

原子力事業所からの通報に基づき、生活環境課長が必要と認める場合は、町長の承認を得て災害対策連絡会議を開催する。災害対策連絡会議は、災害への対処方策並びに災害対策本部の設置等について協議し、その事務は生活環境課が行う。ただし、生活環境課長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

なお、町長が不在かつ連絡不能の場合は副町長、教育長の順で代行する。

(1) 開催基準

ア 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル

イ 警戒事態の発生

(2) 構成

災害対策連絡会議は、町長、副町長、教育長、消防長、総務課長、生活環境課長、町長公室長、住民課長、福祉課長、学校教育課長、火災警防課長により構成される。

(3) 活動内容

ア 事故情報を収集し、発生事態の確認を行う。

イ 事故情報に基づき事態を分析し、災害対策本部の設置を検討する。

ウ 災害応急対策の検討を行う。

エ 災害応急対策要員の待機・動員を指示する。

3 災害対策本部

次のいずれかに該当するに至った場合、生活環境課長の報告をもとに町長が状況を判断し、必要と認めた時は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。ただし、生活環境課長が不在かつ連絡不能の場合は、総務課長が代行する。

なお、町長が不在かつ連絡不能の場合は副町長、教育長の順で代行する。

また、町長は、大洗町災害対策本部を設置したときには、その旨を県及び関係機関に連絡する。

(1) 設置基準

ア 環境への有意な放射線物質等の放出があり、県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（1地点）の事故・トラブル

イ 施設敷地緊急事態の発生

ウ 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は原子力事業所のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて空間線量率が $5\mu\text{SV/h}$ 以上（2地点以上又は10分以上／地点）の事故・トラブル

エ 全面緊急事態の発生

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織図は図4のとおりとする。

(3) 災害対策本部会議

大洗町災害対策本部の本部長（以下、「本部長」という。）は、災害応急対策上の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び図4に示した各部長等で構成する本部会議を開催する。

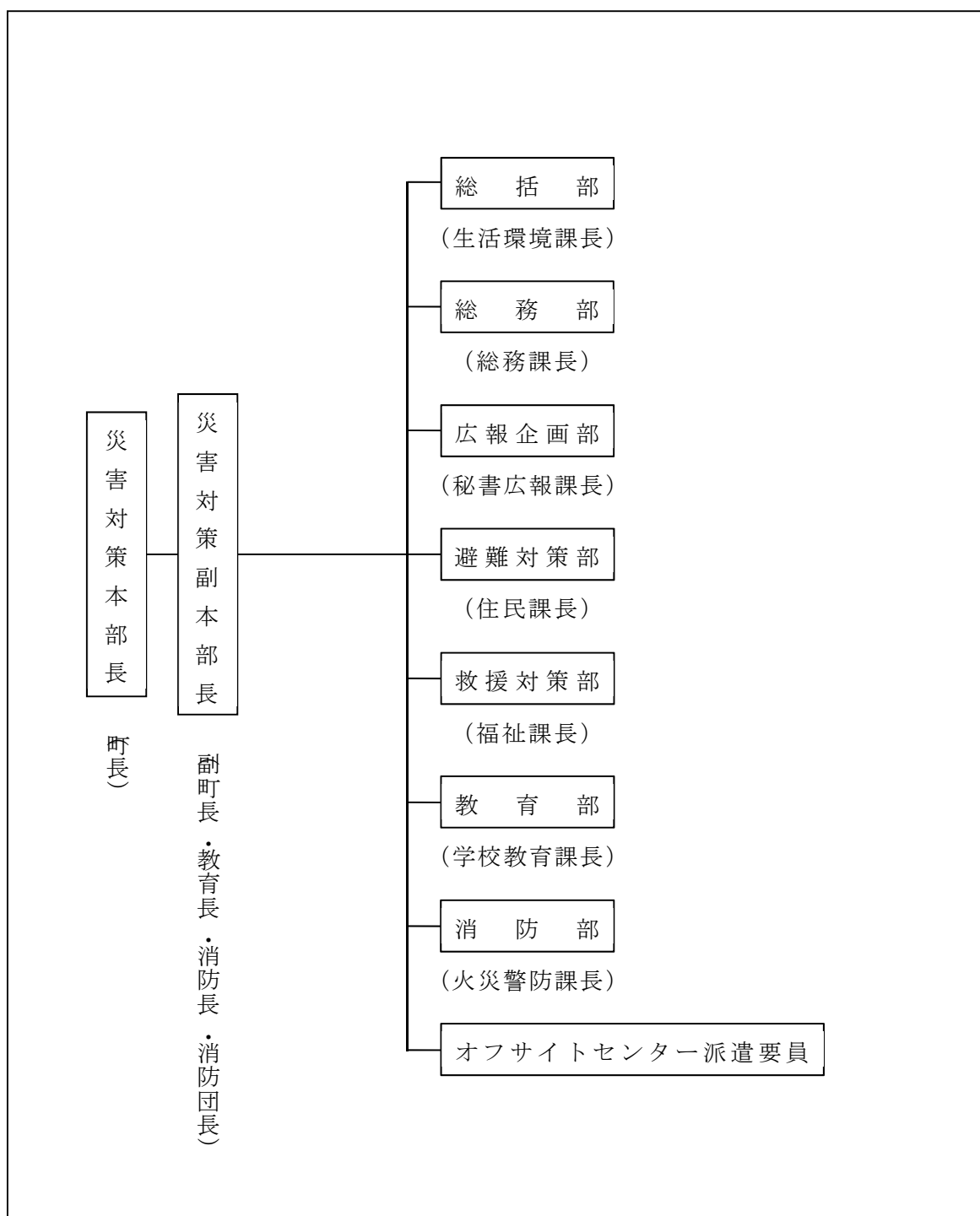


図4 災害対策本部組織図

(4) 事故状況の監視

災害対策本部は、オフサイトセンターの状況、県の対応状況、原子力事業者からの情報を検討し、災害応急対策を決定する。

(5) 災害対策本部の解散

本部長は、国の原子力緊急事態解除宣言を踏まえ、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき、災害対策本部を解散する。また、解散に伴い、災害対策本部の解散を県及び関係機関に連絡する。

4 関係機関との連携

施設敷地緊急事態等発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、施設敷地緊急事態等の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に本部長及び関係機関等に連絡・報告する。

なお、原災法第25条第2項後段の規定に基づき知事が行うべき本部長への応急措置の実施状況の通知は、施設敷地緊急事態等発生事業所が行う報告をもって知事からの通知があったものとみなす。

本部長は、国、県、関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めると共に、相互に緊密な情報交換を行う。

(1) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

本部長は、国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、あらかじめ定めた職員を派遣する。

(2) 国等との情報共有等

本部長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県、関係周辺市町村等との連絡・調整及び情報の共有を行う。

(3) 原子力災害合同対策協議会への参画

本部長は、副本部長及びあらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣し、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係の機能班（総括班、広報班、プラントチーム、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班、実働対処班）に協力し、災害応急対策等の業務にあたらせる。

本部長は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会での協議結果に基づき、緊急事態応急対策実施区域における応急対策を実施する。

(4) オフサイトセンターから町対策本部への連絡体制

ア 専任連絡者の配置

災害対策本部は、オフサイトセンターとの連絡を密にするため、専任連絡者を配置する。

イ 専任連絡者の役割

専任連絡者は、オフサイトセンターとの交信内容を記録する。

5 原子力防災要員等の町への派遣

施設敷地緊急事態等発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を町に派遣し、町の指示に基づき、必要な業務を行う。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより対応する。

(1) 施設敷地緊急事態発生時の対応

派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、町が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ対応を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

町が屋内退避及び避難の指示を行った際、町へ派遣された原子力防災要員等は、一時集合所及び避難所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

第4節 関係機関等への協力要請

1 防災関係機関等への協力要請

町は、国、県、関係周辺市町村、関係機関等と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関等への協力要請事項は、以下のとおりである。

(1) 防災関係機関等への協力要請

町は、国、県、関係周辺市町村、関係機関等の長に対し、次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

ア 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

① 防災関係機関等に対する活動準備要請

イ 広報実施時

① 報道機関に対する報道要請

② 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

ウ 屋内退避・避難等実施時

① 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

エ 緊急輸送実施時

① 県等に対し、人員、車両等の派遣等の支援要請

(2) 自衛隊への災害派遣要請

本部長は、自衛隊へ派遣要請の必要があると判断した場合、「自衛隊法（昭和29年法律第16号）第83条の規定」に基づき、知事に対し派遣の要請を要求するも

のとする。また、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、知事に対し速やかに撤収要請を行う。

(3) 広域的な応援要請

本部長は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要に応じて「原子力災害時における県外広域避難に関する協定」等に基づき関係市町村に対し、避難所の提供を要請する。

第5節 緊急時モニタリング

- (1) 本部長は、茨城県環境放射線常時監視テレメータシステム等のモニタリング情報を迅速に把握する。
- (2) 町は、県からの依頼に応じて緊急時モニタリング体制に適宜協力する。
- (3) 本部長は、屋内退避・避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報を迅速に把握する。

第6節 広 報

1 広報の基本方針

町は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係周辺市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行う。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動（屋内退避・避難等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、災害対策本部が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線・戸別受信機、エリアメール、テレビ・ラジオ、ホームページ、SNS、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報する。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、住民全体を対象として広報を行う。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を要請する。

2 町の行う広報

町は、事故発生事業所の原子力災害対策重点区域内の住民等のみならず、その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ & A集に従い、町の状況に応じ次の事項について広報を行う。

- ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
- イ 国、県、町、防災関係機関の対策状況
- ウ 住民のとるべき行動及び注意事項
- エ 避難のための一時集合所及び避難所
- オ その他必要と認める事項

3 事故の各段階に応じた広報

(1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。

- ア 事故発生時
- イ 施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）
- ウ 応急対策実施区域設定時
- エ 事故等の状況変化があった場合
- オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
- カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

- ア 事故の状況、町の対応状況等、多くの情報を提供する場合や住民に一般的な注意を促す場合には、防災行政無線・戸別受信機、テレビ、ラジオ等を活用する。
- イ 住民に屋内退避・避難等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、戸別受信機、エリアメール、広報車等を活用する。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

- ア 事故発生後、初期の段階
 - ① 「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
- イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ① 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に重点的な広報を行う。
 - ② 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で協力を求めるための広報を行う。
- ウ 屋内退避・避難等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

- ① それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ② それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- エ 避難所等における広報
- ① 一時集合所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため定期的に情報を提供する。

第7節 屋内退避・避難

1 屋内退避・避難等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、表4の指標により「屋内退避」、「一時移転」又は「避難」の措置を講じるものとする。

表 4 屋内退避・避難等の指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)})	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

注1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については、緊急時モニタリングで得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

注3)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

2 屋内退避・避難等の実施

(1) 屋内退避・避難等の指示

ア 本部長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、UPZ内の屋内退避を指示した場合、又は県の指示があった場合もしくは独自の判断により、住民等に対し屋内退避を指示するものとする。

イ 本部長は、事態進展が急速であるとして、国及び県から避難等を講じるよう指示された場合、又は国及び県が実施する緊急時モニタリング結果により、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合、又は独自の判断により、住民等に対する一時移転又は避難のための立退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

ウ 町は、住民等の避難誘導にあたっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

エ 本部長は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

オ 本部長は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入れ施設の供与及びその他の災害救助の実施を要請する。なお、避難に関する支援が必要と判断した場合には県に対して要請を行う。

(2) 屋内退避・避難等の実施

ア 屋内退避・避難等の実施方法

- ① 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。
また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避する。
- ② 感染症流行下での原子力災害時においては、自宅や一時集合所等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。
- ③ 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。
- ④ 一時移転、避難等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始する。
- ⑤ 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、一時集合所へ移動した後、バス等により避難する。
- ⑥ 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施する。

イ 留意事項

- ① 本部長は、避難の措置を講じるにあたっては、要配慮者及びその付添人を優先する。

- ② 本部長は、要配慮者に十分配慮し、自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送する。
- ③ 本部長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県に対し応援を要請する。
- ④ 本部長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- ⑤ 本部長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮する。
- ⑥ 本部長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受入れ・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者に係る情報の早期把握に努め、県に報告する。
- ⑦ 本部長は、県と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の住民の最終的な受入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

ウ 協力要請

本部長は、あらかじめ別に定めるところにより県等に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所の開設・運営等

- (1) 町は、緊急時に必要に応じ避難所の開設、住民等に対する周知徹底を図る。また、必要があれば、避難所等の指定のない施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 町は、各避難所等の適切な運営・管理を行う。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整備する。
- (3) 町は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保等に努める。
- (4) 町は、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所や福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、町は県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 町は、県と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 町は、感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者

との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

町は、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者と連携しながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、県が実施する住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び除染に協力する。

5 緊急時の住民等の被ばく線量の把握

町は、原子力災害対策指針に基づき、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターの協力を得ながら県が実施する、住民等の緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査に協力する。

6 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、県及び医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用の指示等の措置を講じる。

なお、緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用については、町は県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなど、あらかじめ定めた代替の手続によって配布・服用指示を行う。

7 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ学校が定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対し速やかにその旨を連絡する。

8 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ町が定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

9 飲食物、生活必需品等の供給

本部長は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には知事及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要

とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮する。

10 交通規制・警備等

- (1) 本部長は、国及び県の指示又は独自の判断により応急対策実施区域を指定したときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止する。
- (2) 本部長は、必要と認めるときは、独自の判断又は国及び県の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定する。

11 治安の確保

町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期するものとする。

特に、避難のための立退きの指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

第8節 要配慮者対応

1 広 報

町は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

2 屋内退避・避難等

- (1) 町は、避難誘導、避難場所での生活に関し、県と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (2) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

また、入所者又は利用者を避難させた場合は、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

なお、町は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のも

と、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

第9節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県及び防災関係機関等と調整の上、緊急輸送を行う。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ 避難所を維持管理するために必要な人員及び資機材
- オ 一般医療機関、初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する傷病者及び被ばく者等
- カ 食料及び飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員、輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 本部長は、人員、車両等の調達に関して、県等に支援要請を行う。
- (3) 本部長は、(2)によっても人員、車両が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼する。

- (4) 町は、県と連携し、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。

第 10 節 原子力災害医療への協力

町は、県が行う原子力災害医療について、県より要請された次の事項について協力する。

- ア 医療救護班等を構成するチーム又は要員の派遣
- イ 放射線測定の資機材等の提供
- ウ 救護所の設置
- エ 被ばく者等の搬送

第 11 節 飲食物等に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

本部長は、国及び県の指示又は独自の判断により、O I L の値を超える地域を特定し、一時移転の措置を講じた場合は、併せて当該地域の生産物の摂取を制限するよう関係機関及び住民に周知する。

2 飲食物等の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいた O I L の値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講じる。なお、飲食物等の摂取制限に関する指標は表 5 のとおりとする。

- (1) 本部長は、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じる。
- (2) 本部長は、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。
- (3) 本部長は、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を講じる際、県及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

表 5 飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び 超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

第12節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、あらかじめ定められた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。
- (2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

【資料編 P57 **資料58** 防災業務関係者の被ばく管理マニュアル】

2 防護対策

- (1) 本部長は、必要に応じて、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示する。
- (2) 本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、

業者から調達を行うほか、原子力事業者、県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行う。

- (3) 本部長は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護は、上記1(1)の基準又は指標に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、町は、県や防災関係機関と協力して被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が行う放射線防護を支援する。
- (2) 町は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 行政機関の退避

- (1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの避難指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ避難するとともに、その旨を住民等へ周知する。
- なお、町は住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。
- (2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。
- (3) 町は、避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれるときは、県に対して当該指示を受けていない地域内の適切な施設において業務を継続するために必要な支援を要請する。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等

事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う。

町は、国、県、防災関係機関と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第2節 各種規制措置の解除

緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示により実施されていた立入制限、交通規制、飲食物の出荷・摂取制限等の解除については、県からの指示に基づき、町が住民や関係機関に対し広報する。

第3節 広 報

町は、緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。

なお、事故等の影響により、本町において風評被害が発生するおそれがある場合、国及び県と連携のもと、積極的に広報を行う。

特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するための対策として、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種媒体等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での宣伝活動等を通じて、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーン等を実施する。

第4節 被害状況の調査等

1 被災地住民の登録

町は、国及び県と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に受入れた住民について、あらかじめ定める記録票により登録する。

2 被害調査

町は、国及び県と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するとともに、記録を整理する。

- ア 屋内退避・避難の措置
- イ 飲料水・食糧等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図等の作成協力

町は、国及び県が連携して、緊急時モニタリングの結果に基づき作成する被災地域の汚染状況図、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録の整備に協力する。

4 被災者の生活の支援

町は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国、県、関係機関と協力し、必要に応じ、義援金の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農林水産物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

損害賠償請求が迅速、的確に行われるよう対策窓口を設置する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

(1) 町は、国及び県とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。

(2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会、茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

町は、県と連携し、飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、必要に応じ、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業所は、復旧段階において、町へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態等の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び町が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）に協力する。

また、事故発生事業所は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第7節 物価の監視

町は、国、県、関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。